

情報公開規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という。）の定款第 43 条に基づき、本学会の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本学会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第 2 条 本学会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、別に定める「個人情報保護方針規則」に準拠して、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 本学会の情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の対象資料)

第 4 条 本学会の情報公開の対象資料は定款、規程類、各事業年度の活動報告書・収支決算並びに監査報告書・事業計画書・収支予算書、役員等名簿・役員等の報酬支給基準、運営組織表、事業活動の状況及び重要数値記載書類、官庁の許認可書、指令書・通知書および報告書、契約書類、社員総会議事録、理事会議事録、会計諸帳簿および証憑類、代理権を証明する書面（委任状）、議決権行使書面全員同意の書面、会員名簿、名誉会員の名簿、各技術委員会の活動報告書とする。

2. 前項の資料の管理および公開方法については、別に定める「情報公開規程の運用細則」による。

(情報公開の方法)

第 5 条 本学会は、情報公開資料の対象に応じ、公告、資料の事務所備え置き並びに本学会のホームページに掲載しインターネットにより行うものとする。

(公 告)

第 6 条 本学会は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第 43 条の方法によるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第 7 条 本学会は、法令の規定に従い、公開対象の資料を主たる事務所に備え置き、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置き資料)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別に定める「情報公開規程の運用細則」別表1に掲げるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は会長が理事会の議決を経てこれを定める。

(管 理)

第10条 本学会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。